

令和5年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和5年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和6年3月18日

上三川町監査委員 舘野 治信

上三川町監査委員 田村 稔

## 定例監査の結果について

### 1 監査期日

令和6年2月1日（木）・2日（金）・5日（月）

### 2 監査対象

各小中学校、給食センター、中央公民館

### 3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び歳出予算執行状況について
- (3) 工事請負契約等について
- (4) 物品、財産及び施設等の管理について

### 4 監査結果

#### (1) 総評（全体）

事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、提出された資料及び各機関へのヒアリングによる監査の結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

今後においても引き続き適正な事務の執行に努められたい。

#### (2) 指摘事項

なし

#### (3) 指導事項

なし

#### (4) 検討事項

町内の学校施設・設備は老朽化が進み、各校共通して同様の維持補修を行っている状況であるため、施設設備の更新に当たっては、学校側から町に申し入れするとともに町教育委員会でも全体の点検や確認を行い、老朽化の状況を把

握した計画的な対応をしていただきたい。また施設設備の修理・修繕において、その必要性、頻度、価格設定の点について内容を十分把握するとともに、完了までのエビデンスを残してもらいたい。

#### (5) 意見

備品台帳について、システム変更による新台帳には、点検を行った確認表を付けて整理されたい。

印刷機やコピー機のリース契約では、借主が負担することとされており、故障の頻度の高い機器を長期間リースすることが適正であるか、契約の妥当性について検討いただきたい。

### 5 報告

なし

#### 【参照】 [監査結果の区分]

#### 1 指摘事項等

##### (1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

##### (2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

##### (3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

#### 2 意見

指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見（今後の事業運営の参考にされたい。）